

資 金 概 要

資 金 名	沿岸漁業改善資金（県直貸および融資機関による転貸）		
事業の概要 根拠法： 沿岸漁業改善 資金助成法	沿岸漁業経営の改善等に自主的に取組む沿岸漁業の従事者に対し、無利子の資金を貸付けることにより、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る		
基 準 金 利	無利子		
貸付対象者	沿岸漁業を営む個人・漁業生産組合・漁業協同組合・協業体・会社 等 （※詳細は佐賀県沿岸漁業改善資金貸付要綱の別紙1「貸付基準」に記載）		
資 金 区 分 （資金使途）	経営等改善資金 合理的な漁業生産方式 又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金	生活改善資金 沿岸漁業従事者の生活の改善のために必要な合理的な生活の導入に必要な資金	青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するために必要な資金
貸付限度額	1個人又は1企業体につき、貸付金の合計額5,000万円以内 （※ほかにも、貸付対象の機器ごとに貸付限度額の設定あり）		
償 還 期 間	資金使途ごとに異なる（※後添の貸付条件一覧表に記載）		
担保・保証人	【直貸方式】 個人保証2名	【転貸方式】 個人保証2名 又は 保証機関の保証	
貸 付 枠	県全体で5,100万円（令和7年度）		
貸付の財源となる基金の額	279,150千円 【令和6年度末時点】 （うち国庫補助金 179,332千円）		
申 請 方 法	【直貸方式】 漁協及び水産振興センターを通じて県に貸付資格認定申請書、事業計画書及び貸付申請書を提出	【転貸方式】 融資機関に借入申込書を、漁協及び水産振興センターを通じて県に貸付資格認定申請書及び事業計画書を提出	
決 定 方 法	知事は、関係機関の意見等を参酌して、沿岸漁業改善資金助成法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときは貸付資格を認定する（佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第2項及び第9条第2項）		

審 査 基 準	経営等改善資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、その経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、その事業を実施することが必要であると認められること	生活改善資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、その生活を改善する見込みがあり、かつ、その事業を実施することが必要であると認められること	青年漁業者等養成確保資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがあること
審 査 体 制	県と漁協系統団体の各機関を構成員とする沿岸漁業改善資金運営協議会を玄海地区及び有明海地区にそれぞれ設置し、同協議会において沿岸漁業改善資金の貸付けの適否に関する協議を行い、協議結果を意見として知事に提出する 知事は、運営協議会からの意見を参考にして審査を行い、貸付資格の認定の是非を判断する		
転貸方式の場合の融資機関	九州信用漁業協同組合連合会 ○取扱店舗（相談窓口） ▶ 佐賀統括支店 融資部（電話番号：0952-22-3178） ▶ 南川副支店（電話番号：0952-45-1421） ▶ 唐津支店（電話番号：0955-72-8248） ▶ 県下 18 営業店		

（注）本資金の詳細な貸付条件は、後添の貸付条件一覧表をご確認ください

経営等改善資金

資金種類	貸付内容	貸付限度額（万円）		償還期間 （据置期間）
		個別	資金ごと	
操船作業省力化機器等 設置資金	自動操だ装置	100	500	7年以内 （1年以内）
	遠隔操縦装置	50		
	サイドスラスター	400		
	レーダー	180		
	自動航跡記録装置	120		
	G P S受信機	130		
	動力式つり機	500		
漁ろう作業省力化機器 等設置資金	ラインホーラー等の揚縄機	120	500	7年以内 （1年以内）
	ネットホーラー等の揚網機	120		
	巻取り式ウインチ	500		
	放電式集魚灯	200		
	漁業用クレーン	400		
	漁獲物等処理装置	500		
	海水冷却装置	180		
	海水殺菌装置	300		
	漁業用ソナー	500		
	カラー魚群探知機	150		
	潮流計	500		
	補機関等駆動機器等設置資金	400	500	7年以内 （1年以内）
	油圧装置	500		
燃料油消費節減機器等 設置資金	漁船用環境高度対応機関	2, 400	2, 500	7年以内 （1年以内）
	定速装置	120		
	発光ダイオード式集魚灯	1, 300		
新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める養殖技術を導入して行う場合の次の費用： 養殖施設・種苗・餌料		400	4年以内 （2年以内）
資源管理型漁業推進資金	水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等		1, 200	10年以内 （3年以内）
	上記と併せて行う ①低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、魚ろう機器等 ②漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設			
環境対応型養殖業推進資金	漁場の保全に関する取組に基づき行う ①養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等 ②養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等 ③①又は②に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料等		2, 000 （漁場環境適正化管理協定に基づく取組は1, 200）	10年以内 （3年以内）
乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	50	150	5年以内 （1年以内）
	安全カバー装置	50		
	揚網機安全装置	40		

経営等改善資金

資金種類	貸付内容	貸付限度額（万円）		償還期間 （据置期間）
		個別	資金ごと	
救命消防設備購入資金	救命胴衣	10	130	2年以内 （据置なし）
	消火器	10		
	イーバブ	60		5年以内 （据置なし）
	レーダートランスボンダ	65		
	小型漁船緊急連絡装置	130		
	漁獲物の横移動防止装置	30		
漁船転覆防止機器等設置資金	甲板下の魚そう	100	150	5年以内 （1年以内）
	漁船衝突防止機器等購入資金	40	120	5年以内 （据置なし）
	無線電話	40		5年以内 （据置なし）
漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）		個人70 団体130	
環境保全型魚介類養殖 筏用フロート購入資金	合成樹脂製の魚介類養殖筏用フロート		900	5年以内 （1年以内）

生活改善資金

資金種類	貸付内容	貸付限度額（万円）		償還期間 （据置期間）
		個別	資金ごと	
生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そう	30		3年以内 （据置なし）
	自家用給排水施設（動力ポンプを除く）	10		2年以内 （据置なし）
	太陽熱利用温水装置	10		
住居利用方式改善資金	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用		150	7年以内 （据置なし）
	炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用			
	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用			
	家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用			
婦人・高齢者活動資金	機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用		80	3年以内 （据置なし）
	機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）			

青年漁業者等養成確保資金

資金種類	貸付内容	貸付限度額（万円）		償還期間 （据置期間）
		個別	資金ごと	
研修教育資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）		国内研修180 海外研修100	5年以内 （1年以内）
高度経営技術習得資金	農林水産大臣が定める基準に適合する経営方法又は技術の習得に必要な費用（パソコン、ソフトウェア、関連機器等の購入費用等）		150	5年以内 （据置なし）
漁業経営開始資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等）		2, 000	10年以内 （3年以内）